令和８年１１月４日現在

## 中東情勢緊迫化に伴う

# 宮崎県中小企業融資制度のご案内

県では、中東情勢緊迫化の影響を受ける県内中小企業者の資金繰りの円滑化を支援するため、「経営支援貸付（売上減少等対策）」の融資対象者の要件を以下のとおり拡充しております。

## 経営支援貸付（ 売上減少等対策 ）

| | |
|---|---|
| 融資対象者 | 県内における同一事業歴が6か月以上あり、売上減少等の対策を行う中小企業者等であって、次のいずれかの要件に該当する者<br>ア　経済的環境の変化により、最近3か月間の売上高が前年同期と比較して5%以上減少し、又は最近の決算日における当期利益が前期に比して5%以上減少し、経営が不安定になっていること<br>イ　原材料価格の高騰や人件費の増加など経営環境の悪化に伴い、最近の決算日における売上高総利益率若しくは営業利益率が前期と比して5%以上減少し、又は最近3か月間の月平均売上高総利益率若しくは月平均営業利益率が前年同期に比して5%以上減少していること<br>ウ　再生手続開始、更生手続開始、破産、整理開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形不渡等による銀行取引停止処分により、事実上、債務の弁済に支障を来しているものに対して、売掛金等の回収の遅延等が生じていること<br>エ　米国関税措置又は中東情勢緊迫化の影響により、最近1か月間の売上高が前年同期と比較して5%以上減少し、かつ、その後2か月間の売上高が前年同期比で減少する見込みであること |
| 資金使途 | 売上減少等の対策に要する設備資金及び運転資金（ただし、上記ウは運転資金に限る） |
| 融資限度額 | 設備・運転資金の合計で　**2，000万円　（組合も同額）** |
| 融資期間 | 設備・運転資金　10年以内　（うち据置18月以内）<br>運転資金　7年以内　（うち据置12月以内） |
| 融資利率 | 年1．30%～年1．80% |
| 保証料率 | 年0．00% |
| 取扱期間 | 令和8年11月12日から令和9年3月31日までに保証申込を受付けたものに限る<br>※　予算額に達すると見込まれる場合は、対象期間にかかわらず終了 |
| 必要書類 | 売上高又は当期利益の推移を確認できる資料等<br>※　融資対象者のエとして融資を受ける場合は、県商工政策課経営金融支援室へ確認願を提出し、確認を受けることが必要 |

**問い合わせ先　：　宮崎県　商工政策課　経営金融支援室（電話：0985－26－7097）**